

令和5年度
尾道市立瀬戸田中学校 部活動の方針

令和5年4月
尾道市立瀬戸田中学校

目 次

1	本方針策定の趣旨等	2
2	適切な運営のための体制整備	2
	（1）部活動の方針の策定等	
	（2）指導・運営に係る体制の構築	
3	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
	（1）適切な指導の実施	
	（2）部活動用指導手引の活用	
4	適切な休養日等の設定	4
	（1）休養日及び活動時間の基準	
	（2）休養日及び活動時間の設定	
5	生徒のニーズを踏まえた環境の整備	5
	（1）生徒のニーズを踏まえた部の設置	
	（2）地域との連携等	
6	学校単位で参加する大会等の見直し	5

1 本方針策定の趣旨等

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、毎年度、学校の部活動に係る方針を策定するという方向性が示された。

そこで、本校では、尾道市教育委員会が平成30年10月に策定した「運動部活動の方針」及び尾道市教育委員会が令和元年8月に策定した「文化部活動の方針」に則り、本方針を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定する。

顧問は、校長が定めた活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 生徒の数や教師の数、外部人材（部活動指導員や外部指導者等）の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部人材（部活動指導員や外部指導者等）の活用状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や、芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1497号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」等に則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）は、次の点に留意した上で指導を行う。

運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、運動部活動、文化部活動ともに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）は、中央競技団体や、各分野の関係団体が作成する指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、²その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 休養日

■学期中

週2日（毎週水曜日と日曜日）以上の休養日を設ける。（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。

■長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける（本校では、8月11日～20日まで、12月28日～1月8日まで、3月30日～4月5日までとする。）。

※期間については毎年見直しをします。

イ 活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。具体的な活動時間は下に示す。

時期	活動時間（学期中）		長期休業中
	朝の自主練	放課後の活動	
通年 5校時	月・木・金	15時から16時50分	各部活動の計画に基づくが、長くとも1日4時間程度とする。 夏季休業中は、気温が高いが場合は2時間、もしくは中止しずる場合もある。
通年 6校時	7:30～8:00	16時から16時50分	
週休日 (土曜日)	午前の活動 8:00～ 午後の活動 13:00～		

(2) 休養日及び活動時間の設定

本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていな

いことを踏まえ、競技力ならびに技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会や芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、競技・大会志向でなく、体力づくりやレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しくスポーツや芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。本校では特に、全生徒の運動能力の向上をめざした「ビルドアップタイム」の取組を実施する。

※ビルドアップタイムとは、運動部に所属している生徒だけでなく文化部に所属している生徒も含めて、基礎体力の向上をめざした取組である。

(2) 地域との連携等

ア 家庭の経済状況にかかわらず、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や、地域のスポーツ団体・芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ、芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

運動部が参加する大会は、中学校体育連盟の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて精査する。

文化部活動が参加する大会数の上限は、文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて精査する。

附 則
この要領は、令和元年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年4月1日から施行する。